⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Detail Design and Construction Works for Bearing replacement and Installation of bridge collapse prevention device of Expressways in Kawaguchi Line

⑷　Time-limit for the submission of application forms for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 15 February 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 30 P.M. 20 March 2018 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 19 March 2018) (Note that this may be subject to change)

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, East Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 43―5, Nihonbashi Hakozaki-cho, Chuo-ku, Tokyo 103―0015, Japan, Tel. ＋81―(0)3―5640―4817

入札公告（建設工事）の取消

平成30年2月6日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

北海道新幹線建設局長　長谷川雅彦

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01

平成29年12月14日付（号外政府調達第236号、24ページ）掲載の入札公告「北海道新幹線、二股トンネル外１箇所」を取り消します。

入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札に付します。

なお、本業務は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ、開札の手続きを行うことを条件とする。

平成30年2月6日

分任支出負担行為担当官　中国地方整備局

中国技術事務所長　野村　正之

◎調達機関番号　020　所在地番号　34

○第２号

1　業務概要

1）品目分類番号　42

2）業務名　道路管理データ作成・登録業務（電子入札対象案件）

3）業務内容　本業務は、中国地方整備局が運用している道路管理データベースへ最新情報を提供するため、以下に示す内容を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

・道路施設データ（イメージデータ）の作成
道路施設データ（イメージデータ）の作成　800件
イメージタイトルデータの作成　28,000件
・工事施工業者作成対象外となっている道路基本情報データの作成　5,000項目
・道路管理データベース更新用データの作成　84,400項目
・データベースの更新・管理　１式
・サブシステム更新用データの確認　100,000項目
・サブシステムデータベースの更新・管理　１式
・道路施設基本データ作成に関するヘルプデスク　10件
・報告書作成　１式

4）本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

・登録用データの確認を確実かつ迅速に行うための着眼点

5）履行期間　契約締結の翌日～平成31年３月20日

6）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が500万円以上の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

7）本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。

8）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

9）本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

10）本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

11）予算成立の事情により、本業務の入札及び開札を変更又は取り消すことがある。

2　指名されるために必要な要件

1）入札参加者に要求される資格

⑴　入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）中国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年１月22日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から道路管理データ作成・登録業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札時点において受けているものであること。

⑵　入札に参加しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

［1］　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

1）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

2）親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

［2］　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法第２条第３号の２に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

1）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

［3］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記［1］又は［2］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。